

当事者の双方が日本人の場合

ア 夫と妻の本籍地の市区町村が同じで、そのいずれか一方を新本籍とするとき。

届 書	2 通
夫と妻の戸籍謄(抄)本	各 2 通(原本 1 通, 写し 1 通)
婚姻証(明)書(挙行地の方式によるとき)	2 通(原本 1 通, 写し 1 通)
同和訳文	2 通(原本 1 通, 写し 1 通)

イ 夫と妻の本籍地の市区町村が同じで、全く別の市区町村に新本籍を設けるとき。

届 書	3 通
夫と妻の戸籍謄(抄)本	各 2 通(原本 1 通, 写し 1 通)
婚姻証(明)書(挙行地の方式によるとき)	3 通(原本 1 通, 写し 2 通)
同和訳文	3 通(原本 1 通, 写し 2 通)

ウ 夫と妻の本籍地の市区町村が異なり、そのいずれか一方を新本籍とするとき。

届 書	3 通
夫と妻の戸籍謄(抄)本	各 2 通(原本 1 通, 写し 1 通)
婚姻証(明)書(挙行地の方式によるとき)	3 通(原本 1 通, 写し 2 通)
同和訳文	3 通(原本 1 通, 写し 2 通)

エ 夫と妻の本籍地の市区町村が異なり、全く別の市区町村に新本籍を設けるとき。

届 書	4 通
夫と妻の戸籍謄(抄)本	各 2 通(原本 1 通, 写し 1 通)
婚姻証(明)書(挙行地の方式によるとき)	4 通(原本 1 通, 写し 3 通)
同和訳文	4 通(原本 1 通, 写し 3 通)